

令和7年 第6回浅口市農業委員会議事録

令和7年6月13日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	瀬 良 哲哉	出
2	渡 邊 清志	出	金光2	藤 丘 廣志	出
3	友 田 陽勝	出	金光2	安 田 文彦	欠
5	古 城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀樹	出
6	川 崎 英俊	出	金光3	菰 口 清司	出
7	柚 木 栄蔵	出	鴨方1	吉 川 孝之	出
8	吉 田 潤市	出	鴨方1	杉 本 正彦	出
9	虫 明 伸吾	出	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	出
10	—	—	鴨方2	虫 上 行治	出
11	渡 邊 豊	出	鴨方3	山 下 善弘	出
12	齋 藤 孝実	出	鴨方3	山 下 眞治	出
13	岡 田 直樹	出	寄島1	中 濱 稔文	出
			寄島2	大 島 明敏	出

事務局

事務局長 山本 省吾

書記 谷口 輝昭

書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 農用地利用集積等促進計画について

日程第4 その他

- ・ 次回の委員会（令和7年7月15日（火））

議 長	開会（午後１時３０分） 時間になりましたので、これから会議を始めたいと思います。
	その前に、田植の時期で大変お忙しいと思うんですが、今日は参加いただいてありがとうございます。今日も慎重審議でひとつよろしくをお願いします。
	これより令和７年第６回浅口市農業委員会を開会します。
	ただいまの出席委員は１１名で定足数に達しております。また、推進委員は１２名の参加であります。
	会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。
	日程第１、議事録署名委員の指名を行います。
	本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において８番吉田委員、９番虫明委員を指名します。
	日程第２、会期の決定について議題とします。
	会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、会期を本日１日とします。
	日程第３、議事に移ります。
	議案第２３号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
	５７４番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は２ページになります。
	議案第２３号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年６月１３日提出。
	番号５７４、土地の所在地は、金光町地頭下です。畑、２１５平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、該当地区の担当委員であります私が補足説明を行います。
	位置図は、１ページ、２ページになります。
	地頭下の〇〇〇〇から北へ３００メートルぐらい入ったところに位置します。この図面で〇〇〇〇が、譲受人〇〇〇〇の所有の物件です。その隣地の〇〇〇〇、今回の議案の土地なんですが、これを、今までは草が生えて荒らしとったところなんですが、隣地ということでもあり、自分も畑をしたいということで購入に踏み切ったということです。もう既に畑をして、夏野菜なんかを植えて管理をします。特に問題はないと思いますので、ご審議のほうひとつよろしくをお願いします。
	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５７４番の件についてご異議はありませんか。

委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５７７番、５７８番の件について、関連しますので続けて事務局の説明を求めます。
事務局	まず、番号５７７番、土地の所在地は、鴨方町本庄です。畑、８２８平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。続いて、番号５７８、土地の所在地は、鴨方町本庄、田、５４０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	７番柚木です。
	地図は、３ページ、４ページ。
	場所は、〇〇〇〇、あれから西へ大体３００メートルぐらいの川沿いの土地になります。これはもう今、ちょうど前に挨拶、話があり、もう花木の苗木を植えてやっています。それで、耕作放棄地にするより活用したいという話で問題ないと思いますから、よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５７７番、５７８番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５８０番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５８０、土地の所在地は、全て寄島町です。番号５８０－１、畑、５３平米。番号５８０－２、畑、６９０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１２番齋藤委員、補足説明をお願いします。
委 員	齋藤です。
	位置図のほうにつきましては、５ページ、６ページになります。お開きください。
	これは寄島町の北部の〇〇〇〇という集落に当たります。ランドマーク的なものにつきましては、〇〇〇〇がございますが、こちらのほうから北へ約１００メートルほど行ったところに位置いたします。今回、譲渡し人のほうが農業をもうしないということで、譲受人のほうとの話がまとまりまして、このような申請というふうなことになりました。譲受人のほうは既にレモン等のかんきつを植えて耕作をされておりまして、今後も利用が見込めるものと判断いたし、問題なしと認めます。
	以上です。

議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５８０番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５８３番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５８３、土地の所在地は、寄島町です。畑、９１平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。続いて、畑、１７２平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１２番齋藤委員、補足説明をお願いします。
委 員	齋藤です。続けます。
	こちらのほうの一部につきましては、７ページ、８ページになります。ご覧ください。
	地図の真ん中あたりに〇〇〇〇とありますけれども、こちらのほうが〇〇〇〇ということになりまして、〇〇〇〇になりました。現在は〇〇〇〇になっております。〇〇〇〇から道を挟んですぐのところに位置をいたします。今回は、譲受人の方の家の前ということで、今、地図でいきますと１番、２番とありますが、そちらの左上辺りにもう新居を構えられて、間がないんですけれども、目の前の畑で家庭菜園をしたいということが私の夢でありますというふうに熱く語られておられましたので、今後も家庭菜園等が見込まれる、有効に利用されるというふうに見込まれます。問題なしと判断いたします。
	以上です。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５８３番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５８５番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５８５、土地の所在地は、寄島町です。畑、６１０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由も贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１２番齋藤委員、補足説明をお願いします。
委 員	続けます。

こちらのほうの位置図につきましては、9ページ、10ページになります。ご覧ください。

上のほうに〇〇〇〇というふうに記載があります。こちらが〇〇〇〇になります。鴨方町、それから旧寄島町との町境にあたりまして、左側にぶっとく走ってる線がありますが、こちらのほうが〇〇〇〇が走っておるところであります。〇〇〇〇から行きますと東へ約100メートル入った地区になります。〇〇〇〇と言われておりますけれども、こちらの集落にあたいをいたします。先ほど、580番で説明をさせていただきましたとおり、譲受人の方が580番と同じ方で、農業もなさらないということで、長年にわたりまして譲受人のほうが柿の生産を行ってございまして、ずっと長年、使用貸借といえますか、借りてるといふうなことでの約束でやっと思ったんですけども、今回、もう処分したいということで、譲受人のほうを受けていただいたというふうなことであります。今後なんですけれども、譲受人の方が足腰が悪いということで、しばらくは草刈り管理になるであるというふうなことも申出もありましたし、それからそちらのほうも息子さんとか娘さんもいらっしゃるので、受けることに決めて、どなたかがこの畑を管理していただけるというふうなことも見込めるということの確証も取れておりますので、問題はなかろうかと思えます。

以上です。

議長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、585番の件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、586番、587番の件について、関連しますので続けて事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページになります。

番号586、土地の所在地は、金光町上竹、番号586-1、田、418平米。同じく586-2外といたしまして、田、4筆、2,022平米、畑、2筆、68平米。番号586-8外といたしまして、金光町下竹、畑、1筆、674平米、田、2筆、1,185平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

続いて、番号587、土地の所在地は、金光町上竹です。田、172平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由も贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 1番大橋です。

地図は、11、12ページです。

	場所は、〇〇〇〇からもう北へずっと上がって、〇〇〇〇沿い、〇〇〇〇の両側になります。それで、増反による、また、労力不足ということですけど、また後、レモンの栽培を予定されとるということで、あと瀬良推進委員にバトンタッチ、お願いします。
委 員	推進委員の瀬良です。補足させていただきます。 その前に、事務局のほうが「カミタケ」、「シモタケ」と呼ばれましたけど、正式には「カミダケ」、「シモダケ」ですんで、正式な名前と呼んでいただくようお願いしときます。 まず、譲渡し人と譲受人の関係ですけど、これ、特に血縁関係も何もありません。譲渡し人のほうが、農業を引き継いでくださる方ということでどうも探していたようで、そういう希望にかなった方と話がまとまったということで、ここの地図で2番というところがこの譲渡し人のほうの住居、住居というか、本人はここ出てるんですけど、両親が住んでいた家が2番のところに宅地がありまして、それを含めて一括取得されるということで話がまとまったように聞いてます。譲受人のほうは〇〇〇〇のほうで水田や畑を耕作されているということで、今回、こちらのほう、取得をして、主に果樹、レモンとかイチジクを栽培されるというふうに聞いてます。現状としては耕作放棄地がほとんどで、一部、オリーブの木を植えているところもありますけど、それを一括して引き継いで耕作のほうをされるということですんで、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、586番、587番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、588番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号588、土地の所在地は、金光町上竹です。田、181平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由も贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。
委 員	1番大橋です。 地図は、一緒、11、12ページです。 場所も先ほどの案件のもうすぐそばです。今、贈与による話になっております。それでもう別に問題はないと思います。審議のほうをよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	すいません、瀬良です。ちょっと補足させてください。 こちら、さっきの586番に絡みまして、この譲渡に絡みまして、境界が、今、入

	り組んでますんで、地図で言うと〇〇〇〇です。これを入れ替えて、境界を真っすぐのような形ですということ、もう交換するということ、今回、申請されるというふうに聞いてます。
	以上です。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５８８番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５８９番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５８９、土地の所在地は、全て鴨方町六条院中です。番号５８９－１、畑、５６平米。同じく５８９－２外といたしまして、畑、３筆、１，１８２平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、１１番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。
委 員	１１番渡邊です。
	この案件の場所は、〇〇〇〇の南側に一筆と東側に三筆です。今現在、遊休農地で草ぼうぼうになっております。譲渡し人のほうが高齢で管理ができないため、近隣の方に譲り渡すということであります。問題ないと思われまふ。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５８９番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５９０番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	４ページになります。
	番号５９０、土地の所在地は、鴨方町小坂西です。畑、６４２平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、９番虫明委員、補足説明をお願いします。
委 員	９番虫明です。
	地図は、１７、１８ページになります。
	場所は、昔の〇〇〇〇から北へ２００メートルぐらいのところですか、〇〇〇〇と

	いう池があつて、その右上になります。ここを通ったときに、いいように畑にしておりました。何も問題がなかったです。よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５９０番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第２４号農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。
	５８４番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	５ページになります。
	議案第２４号農地法第５条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年６月１３日提出。
	番号５８４、土地の所在地は、全て金光町占見新田です。番号５８４－１、田、６３９平米。番号５８４－２、田、９２５平米。番号５８４－３、田、７６平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、建て売り住宅。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第３種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。この申請と同時に、県開発許可も申請中です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１番大橋委員、補足説明をお願いします。
委 員	１番大橋です。
	場所は、〇〇〇〇のすぐそばの〇〇〇〇のすぐ南です。それで、今、建て売り住宅ということで、現地は草を刈って、一部、２割ほど畑にされていました。別に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５８４番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第２５号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書６ページになります。
	議案第２５号農用地利用集積等促進計画について。令和７年６月１３日提出。
	それでは、説明いたします。
	番号１から８、この８件について、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されてお

り、農業経営に必要な農機具も所有しております。権利の設定を受ける者は5名、農地は11筆、新規が8筆、更新が3筆であり、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は5年以内が3件、10年以内が7件、それ以上が1件になります。

次に、7ページになりますが、(1)地目別設定面積については、田、6,006平米、畑、361平米です。

以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定します。

日程第4、その他に移ります。

事務局から報告等ありましたらお願いします。

事務局 ①次回の農業委員会について

議長 ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会（午後2時00分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月13日

浅口市農業委員会 会長

⑨

同 委 員

⑨

同 委 員

⑨